

甲賀市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案				現行			
(占用料の額)				(占用料の額)			
第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる占用物件以外のものについては、他との均衡を考慮して市長が定める。				第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる占用物件以外のものについては、他との均衡を考慮して市長が定める。			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件の種類	単位	占用料(円)		占用物件の種類	単位	占用料(円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	480	法第32条	第1種電柱	1本につき1年	560
	第2種電柱		730	第1項第1	第2種電柱		860
	第3種電柱		990	号に掲げる	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		430	工作物	第1種電話柱		500
	第2種電話柱		680		第2種電話柱		800
	第3種電話柱		940		第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		43		その他の柱類		50
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	420			路上に設ける変圧器
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	260		地下に設ける変圧器	占用面積1平方	300

		メートルにつき 1年	
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		<u>360</u>
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	<u>870</u>
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>850</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル につき1年	<u>18</u>
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>26</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>38</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>100</u>

		メートルにつき 1年	
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000</u>
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		<u>420</u>
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	<u>2,000</u>
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,000</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル につき1年	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>30</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>45</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>60</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>90</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>120</u>

			0.4メートル未満のもの		
			外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		180
			外径が0.7メートル以上 1.0メートル未満のもの		260
			外径が1.0メートル以上の もの		510
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設 けるもの その他の もの	長さ1メートル につき1年	3 9
			道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類	1本につき1年	680
			その他の もの	上空に設 けるもの 占用面積1平方 メートルにつき	430

			0.4メートル未満のもの		
			外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		210
			外径が0.7メートル以上 1.0メートル未満のもの		300
			外径が1.0メートル以上の もの		600
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年				1,000

		地下に設けるもの	1年	260
		その他のもの		850
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき	Aに0.00
			1年	4を乗じて 得た額
		階数が2のもの		Aに0.00
				6を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.00
				7を乗じて 得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
	その他のもの			850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1日	9
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき 1月	87

法第32条第1項第5号に掲げる施設						
					上空に設ける通路	1,000
					地下に設ける通路	610
					その他のもの	1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1日	20		
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき 1月	200		

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
			その他のもの	1本につき1月
		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
			その他のもの	
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	850

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	標識		1本につき1年	800
	旗ざお	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
			その他のもの	1本につき1月
		幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
			その他のもの	
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	1,000

政令第7条第3号に掲げる施設	メートルにつき 1年	Aに0.03 1を乗じて 得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方 メートルにつき	87	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	1月	85	
政令第7条 第8号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下(当該路面下の地 下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.01 4を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.01 7を乗じて 得た額
	地下(トン ネルの上 の地下を 除く。)に 設けるも の	階数が1のもの	Aに0.00 4を乗じて 得た額
		階数が2のもの	Aに0.00 6を乗じて 得た額
		階数が3以上の もの	Aに0.00 7を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.02	

	メートルにつき 1年	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方 メートルにつき	200
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	1月	100

		5を乗じて 得た額			
政令第7条	建築物	Aに0.01			
第9号に掲 げる施設		9を乗じて 得た額			
	その他のもの	Aに0.01			
		4を乗じて 得た額			
政令第7条	建築物	Aに0.02			
第10号に 掲げる施設		2を乗じて 得た額			
及び自動車 駐車場	その他のもの	Aに0.01			
		4を乗じて 得た額			
政令第7条	トンネルの上又は高架の道	Aに0.01			
第11号に 掲げる応急	路の路面下に設けるもの	9を乗じて 得た額			
仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.02			
		2を乗じて 得た額			
	その他のもの	Aに0.03			
		1を乗じて 得た額			

政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.02
		5を乗じて 得た額
政令第7条 第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.01
	上空に設けるもの	Aに0.02
	その他のもの	Aに0.03
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.03
		1を乗じて 得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に

供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、

供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、

1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

8 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とし、1件の占用許可において100円以上の額に1円未満の端数があるときは当該1円未満の額は切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の許可に係る占用料(占用許可の期間が令和6年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものあっては、令和6年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

7 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とし、1件の占用許可において100円以上の額に1円未満の端数があるときは当該1円未満の額は切り捨てるものとする。